

新 (令和元年度)

旧 (平成30年度)

令和元年度大分県肉用牛経営安定対策補完事業実施要領

平成30年度大分県肉用牛経営安定対策補完事業実施要領

制定	平成23年7月29日付け23農畜機第1896号承認
改正	平成24年6月4日付け大畜協第375号
承認	平成24年8月30日付け24農畜機第2311号
改正	平成25年5月20日付け大畜協第258号
承認	平成25年8月15日付け25農畜機第2164号
改正	平成26年5月21日付け大畜協第274号
承認	平成26年6月12日付け26農畜機第1135号
改正	平成27年5月27日付け大畜協第300号
承認	平成27年8月11日付け27農畜機第2178号
改正	平成28年6月15日付け大畜協第353号
承認	平成28年8月17日付け28農畜機第2536号
改正	平成29年6月22日付け大畜協第377号
承認	平成29年8月1日付け29農畜機第2446号
改正	平成30年6月12日付け大畜協第373号
承認	平成30年7月24日付け30農畜機第2446号
改正	令和元年5月31日付け大畜協第293号
承認	令和元年7月5日付け元農畜機第2203号

制定	平成23年7月29日付け23農畜機第1896号承認
改正	平成24年6月4日付け大畜協第375号
承認	平成24年8月30日付け24農畜機第2311号
改正	平成25年5月20日付け大畜協第258号
承認	平成25年8月15日付け25農畜機第2164号
改正	平成26年5月21日付け大畜協第274号
承認	平成26年6月12日付け26農畜機第1135号
改正	平成27年5月27日付け大畜協第300号
承認	平成27年8月11日付け27農畜機第2178号
改正	平成28年6月15日付け大畜協第353号
承認	平成28年8月17日付け28農畜機第2536号
改正	平成29年6月22日付け大畜協第377号
承認	平成29年8月1日付け29農畜機第2446号
改正	平成30年6月12日付け大畜協第373号

公益社団法人大分県畜産協会（以下「協会」という。）は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「補助金適正化法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）、「畜産業振興事業の実施について」（平成15年10月1日付け15農畜機第48号-1）、「畜産業振興事業に係る補助金交付の停止措置について」（平成26年3月31日付け25農畜機第5376号）及び肉用牛経営安定対策補完事業実施要綱（平成23年4月1日付け22農畜機第4380号。以下「要綱」という。）に基づき、独立行政法人農畜産業振興機構（以下「機構」という。）の助成を得て、繁殖雌牛の増頭の取組への支援、高齢化等に対処する肉用牛ヘルパー組織への支援及び肉用牛振興を図るための事業を実施することとし、その実施に当たっては、要綱等で定めるもののほか、この実施要領（以下「県要領」）の定めるところによる。

公益社団法人大分県畜産協会（以下「協会」という。）は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「補助金適正化法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）、「畜産業振興事業の実施について」（平成15年10月1日付け15農畜機第48号-1）、「畜産業振興事業に係る補助金交付の停止措置について」（平成26年3月31日付け25農畜機第5376号）及び肉用牛経営安定対策補完事業実施要綱（平成23年4月1日付け22農畜機第4380号。以下「要綱」という。）に基づき、繁殖雌牛の増頭の取組への支援、高齢化等に対処する肉用牛ヘルパー組織への支援及び肉用牛振興を図るための事業を実施することとし、その実施に当たっては、要綱等で定めるもののほか、この実施要領（以下「県要領」）の定めるところによる。

第1 事業実施主体
1・2

第1 事業実施主体
1・2 【 略 】

第2 事業の内容
この事業の内容は、酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律（昭和29年法律第182号）第2条の3第1項に基づく「大分県酪農・肉用牛生産近代化計画」（以下「大分県酪肉近代化計画」という。）に即した肉用牛の生産振興に資するため、次に掲げる事業を協会が実施し、又は生産者集団等が実施するのに要する経費について、協会が補助するものとする。
1 肉用牛生産基盤強化対策事業
(1) 中核的担い手育成増頭推進 ア～オ 【 略 】

第2 事業の内容
この事業の内容は、「大分県酪農・肉用牛生産近代化計画」に即した肉用牛の生産振興に資するため、次に掲げる事業を協会が実施し、又は生産者集団等が実施するのに要する経費について、協会が補助するものとする。
1 肉用牛生産基盤強化対策事業
(1) 中核的担い手育成増頭推進 ア～オ 【 略 】

大分県肉用牛経営安定対策補完事業 新旧対照表

平成31年4月1日適用分

新 (令和元年度)
(2) 遺伝的多様性に配慮した改良基盤確保 ア～ウ 【略】 ※別表2-1及びF2-2の父牛リストは変更あり
(3) 優良繁殖雌牛導入支援 ア・イ・エ 【略】 ウ 貸付対象牛 奨励金の交付対象牛は、次の(ア)及び(イ)の要件を満たし、(ウ)又は(エ)のいずれかに該当する雌牛とする。 (ア) 国又は寄港が実施する、繁殖雌牛の導入、保留及び増頭に係る事業の補助金を受けていないこと。 (イ) 登録団体が行う登録又は登記を受けた肉専用種の雌牛であること。 (ウ) 父牛又は母牛の育種価又は期待育種価の形質1つが、大分県又は生産された都道府県等のいずれかにおいて上記2分の1以内であり、かつ大分県肉用牛の改良方針に基づく産肉能力を持った繁殖雌牛又は、大分県有種雄牛の産子であること。 (エ) 父牛又は母牛の育種価又は期待育種価の形質2つ以上が、大分県又は生産された都道府県等のいずれかにおいて上記2分の1以内であり、かつ大分県肉用牛の改良方針に基づく産肉能力を持った繁殖雌牛又は、大分県有種雄牛の産子であること。
(4) 繁殖雌牛の増等に資する簡易牛舎等の整備 ア 事業の内容 大分県酪肉近代化計画において示された経営指標に沿って実施する肉用牛経営の育成及び繁殖雌牛の増頭に資する(ア)の取組又は繁殖雌牛を飼養する生産者における子牛の健康維持に資する(イ)の取組を実施する経費の補助 (ア) 繁殖雌牛の増頭に資する簡易牛舎等 ① 簡易牛舎の整備、施設の改造に必要な資材の支給及び器具機材(以下「簡易牛舎等」という。)の導入 ② 簡易牛舎等をリース事業者から借り受けるのに必要なリース料の軽減 (イ) 子牛の健康維持に資する器具機材 ① 子牛の健康維持に資する器具機材(細霧装置、子牛用ヒーター)(以下「子牛用器具機材」という。)の導入 ② 子牛用器具機材をリース事業者から借り受けるのに必要なリース料の軽減 イ 生産者集団等は、アの(ア)で整備した簡易牛舎、資材、器具機材又はアの(イ)で整備した子牛用器具機材については、次の(ア)から(ウ)までのとおり取扱うこととする。ただし、アの(ア)の②でリース事業者から借り受ける簡易牛舎等については「畜産業振興事業の実施について」(平成15年10月1日付け15農畜機第48号-1)の4の(2)、13の(10)、13の(11)及び14の(1)の施設整備に係る規定に従うものとする。 (ア) 【略】 (イ) 生産者集団等において肉用牛の生産性向上に関する計画を作成し、当該計画において、取得する施設等の位置付けを明確にすること。 (ウ) 【略】 ウ アの(ア)の②又は(イ)の②の事業に係る補助金の返還等 協会会長は、簡易牛舎等又は子牛用器具機材の処分制限期間内において、生産者集団から当該施設等の利用状況の報告を受け把握するとともに、次に掲げる事由のいずれかに該当する場合において、正当な理由がなく、かつ改善の見込がないと認めるときは、生産者集団等に対し、補助金の全部又は一部の返還を命じることができるものとする。 なお、処分制限期間内において、事業を中止しようとする場合は、協会会長が別に定める額を返還するものとする。

旧 (平成30年度)
(2) 遺伝的多様性に配慮した改良基盤確保 ア～ウ 【略】
(3) 優良繁殖雌牛導入支援 ア・イ・エ 【略】 ウ 貸付対象牛 奨励金の交付対象牛は、次の(ア)及び(イ)の要件を満たし、(ウ)又は(エ)のいずれかに該当する雌牛とする。 (ア) 国又は寄港が実施する、繁殖雌牛の導入、保留及び増頭に係る事業の補助金を受けていないこと。 (イ) 登録団体が行う登録又は登記を受けた肉専用種の雌牛であること。 (ウ) 父牛又は母牛の育種価又は期待育種価の形質1つが、大分県又は生産された都道府県等のいずれかにおいて上記2分の1以内であり、かつ家畜改良増殖目標や大分県の改良方針を勘案し、大分県が推奨する雌牛であること。なお、大分県が推奨する雌牛とは、大分県肉用牛改良推進協議会で定める雌牛を言う。 (エ) 父牛又は母牛の育種価又は期待育種価の形質2つ以上が、大分県又は生産された都道府県等のいずれかにおいて上記2分の1以内であり、かつ家畜改良増殖目標や大分県の改良方針を勘案し、大分県が推奨する雌牛であること。なお、大分県が推奨する雌牛とは、大分県肉用牛改良推進協議会で定める雌牛を言う。
(4) 繁殖雌牛の増等に資する簡易牛舎等の整備 ア 事業の内容 酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律(昭和29年法律第182号)第2条の3第1項に基づく大分県計画において示された経営指標に沿って実施する肉用牛経営の育成及び繁殖雌牛の増頭等に資する次に掲げる取組を実施する経費の補助 (ア) 簡易牛舎の整備、施設の改造に必要な資材の支給及び器具機材(以下「簡易牛舎等」という。)の導入 (イ) 簡易牛舎等をリース事業者から借り受けるのに必要なリース料の軽減 イ 生産者集団等は、アの(ア)又は(イ)で整備した簡易牛舎、資材、器具機材については、次の(ア)から(ウ)のとおり取扱うこととする。ただし、アの(イ)でリース事業者から借り受ける簡易牛舎等については、「畜産業振興事業の実施について」の4の(2)、12の(12)、12の(13)および(14)の(1)の施設整備に係る規定に従うものとする。 (ア) 【略】 (イ) 生産者集団等において肉用牛の生産性向上に関する計画を作成し、当該計画において、取得する施設の計画上の位置付けを明確にすること。 (ウ) 【略】 ウ アの(イ)の事業に係る補助金の返還等 協会会長は、簡易牛舎等の処分制限期間内において、生産者集団から当該施設の利用状況の報告を受け把握するとともに、次に掲げる事由のいずれかに該当する場合において、正当な理由がなく、かつ改善の見込がないと認めるときは、生産者集団等に対し、補助金の全部又は一部の返還を命じることができるものとする。 なお、処分制限期間内において、事業を中止しようとする場合は、協会会長が別に定める額を返還するものとする。

大分県肉用牛経営安定対策補完事業 新旧対照表

平成31年4月1日適用分

新 (令和元年度)	
(ア) リース契約を解約又は解除したとき。	
(イ) 構成員が経営を中止したとき。	
(ウ) 処分制限期間内に借り受けた簡易牛舎等又は子牛用器具機材が消滅又は消失したとき。	
(エ) 申請書等に虚偽の記載をしたとき。	
(オ) リース契約に定められた契約内容に合致しないことが明らかとなったとき。	
(カ) 変更の届出、報告等を怠ったとき。	
(キ) その他、協会会長が必要と認めるとき。	
エ 飼料自給率の向上	
生産者集団等は、「畜産関連事業における飼料自給率向上計画の策定について」(平成18年3月31日付17生産第2867号生産局長通知)に基づく飼料自給率向上計画(以下「飼料自給率向上計画」という。)を作成していること。	
(5) 肉用牛ヘルパー推進	
ア 肉用牛ヘルパーの組織化のための協議会の開催、計画策定	
イ 肉用牛ヘルパーの適正運営のための機具の整備等	
ウ 肉用牛ヘルパー要員の確保のための募集活動、傷害保険等の加入促進	
エ 肉用牛ヘルパーの出役調整	
オ 肉用牛ヘルパーに係る研修会等の開催	
カ 肉用牛ヘルパーに必要な機具の借上げ	
キ 傷病時等、高齢者等及び放牧管理時を対象とした肉用牛ヘルパーの利用促進	
※要綱に記載してないが、変更点は文書から簡条書きへ	
第3 事業の要件	
1 配合飼料価格安定制度の安定的な運営を確保するための措置	
配合飼料価格安定制度の安定的な運営を確保するため、第2の1の(1)の事業の参加者及び(2)の繁殖雌牛の貸付けを受ける生産者、(3)優良繁殖雌牛の貸付けを受ける生産者及び(4)の簡易牛舎、資材、器具機材又は子牛用器具機材の管理運用を行う生産者集団等の構成員であって、配合飼料を利用し「配合飼料価格安定対策事業実施要綱」(昭和50年2月13日付け農林事務次官依命通知)に定める「配合飼料価格安定基金」が定める業務方法書に基づく配合飼料の価格差補填に関する基本契約及び平成30年度において数量契約を締結している者が、引き続き令和元年度においても継続して数量契約を締結していることを確認するものとする。 ただし、自給飼料への転換等合理的な理由があつて、配合飼料価格安定制度への加入を取りやめた場合は、この限りではないものとする。	
2 環境と調和のとれた農業生産活動 【 略 】	
3 家畜共済等の積極的な活用	
生産者集団は、継続的な効果の発現及び経営の安定を図る観点から、第2の1の(1)の参加者、(2)の繁殖雌牛の貸付けを受ける生産者、(3)の優良繁殖雌牛の貸付けを受ける生産者、(4)の簡易牛舎、資材、器具機材又は子牛用器具機材の管理運用を行う生産者集団等の構成員に対し、農業保険法(昭和22年法律第185号)に基づく家畜共済への積極的な加入を促すものとする。	

旧 (平成30年度)	
(ア)	
(イ) 構成員が経営を中止したとき	
(ウ) 処分制限期間内に借り受けた簡易牛舎等が消滅又は消失したとき	
(エ) 申請書等に虚偽の記載をしたとき	
(オ) リース契約に定められた契約内容に合致しないことが明らかとなったとき	
(カ) 変更の届出、報告等を怠ったとき	
(キ) その他理事長が必要と認めるとき	
エ 生産者集団等は、「畜産関連事業における飼料自給率向上計画の策定について」(平成18年3月31日付17生産第2867号生産局長通知)に基づく飼料自給率向上計画(以下「飼料自給率向上計画」という。)を作成していること。	
(5) 肉用牛ヘルパー推進	
担い手の高齢化等に対応し、肉用牛生産の労働負担の軽減を図るため、肉用牛ヘルパー利用組合が実施する肉用牛ヘルパー活動の組織化、要員確保、肉用牛ヘルパー要員の出役調整、傷害保険及び損害保険の加入、傷病時等の際の肉用牛ヘルパー利用に係る互助制度の推進等の活動に対して助成する。	
第3 事業の要件	
1 配合飼料価格安定制度の安定的な運営を確保するための措置	
配合飼料価格安定制度の安定的な運営を確保するため、第2の1の(1)の事業の参加者及び(2)の繁殖雌牛の貸付けを受ける生産者、(3)優良繁殖雌牛の貸付けを受ける生産者及び(4)繁殖雌牛の増頭に資する簡易牛舎等の整備を実施する構成員は、原則として、「配合飼料価格安定対策事業実施要綱」(昭和50年2月13日付け農林事務次官依命通知)に定める「配合飼料価格安定基金」が定める業務方法書に基づく配合飼料価格差補てんに関する基本契約及び平成29年度において数量契約を締結している者が、平成30年度においても継続して数量契約を締結していることを確認するものとする。	
2 環境と調和のとれた農業生産活動 【 略 】	
3 【 新設 】	

大分県肉用牛経営安定対策補完事業 新旧対照表

平成31年4月1日適用分

新 (令和元年度)	
第4	事業の実施
1	事業実施計画の作成 事業実施主体となる生産者集団（交付対象生産者集団を除く。以下同じ）及び利用組合は、事業の実施に当たっては、協会の定める期日までに、 <u>補助金交付申請書（別紙様式第1号）含む事業実施計画（別紙様式第1号の計画別紙）</u> を作成し、協会会長に提出するものとする。協会は、提出された事業実施計画を取りまとめ、別紙様式第1号の <u>計画別紙</u> を内容とする事業実施計画を作成し、大分県知事に協議するものとする、これを変更する場合も同様とする。
2	事業の期間 この事業の実施期間は、 <u>令和元年度</u> とする。
第5	補助金の額 【 略 】
第6	補助金交付の手続き等 【 略 】
第7	事業の実績報告 【 略 】
第8	運営状況の報告 【 略 】
第9	消費税及び地方消費税の取扱い
1	補助金交付申請書提出時の取扱い 生産者集団等及び利用組合は、協会会長に対して第4の1の補助金交付申請書を提出するに当たり、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に類所率を乗じて得た金額をいう。以下同じ）があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを当該補助金の交付申請額から減額して申請しなければならない。ただし、当該補助金交付申請書の提出時において当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかでない場合は、この限りではない。
2	事業実績等の報告時の取扱い 【 略 】
3	消費税等相当額が確定した場合の取扱い 【 略 】
第10	事業の推進指導等 【 略 】
第11	帳簿等の整備保管等 【 略 】
附則	<u>（令和元年5月31日付け大畜協第293号）</u> 1 この要領の改正は機構理事長の承認のあった日から施行し平成31年4月1日から適用する。 2 <u>平成30年度</u> に終了した事業については、この要領による改正前の規定は、なお効力を有するものとする。

旧 (平成30年度)	
第4	事業の実施
1	事業実施計画の作成 事業実施主体となる生産者集団（交付対象生産者集団を除く。以下同じ）及び利用組合は、事業の実施に当たっては、協会の定める期日までに、 <u>事業実施計画（別紙様式第1号の別紙）</u> を作成し、協会会長に提出するものとする。協会は、提出された事業実施計画を取りまとめ、 <u>別紙様式第1号の別紙</u> を内容とする事業実施計画を作成し、大分県知事に協議するものとする、これを変更する場合も同様とする。
2	事業の期間 この事業の実施期間は、 <u>平成30年度</u> とする。
第5	補助金の額 【 略 】
第6	補助金交付の手続き等 【 略 】
第7	事業の実績報告 【 略 】
第8	運営状況の報告 【 略 】
第9	消費税及び地方消費税の取扱い
1	補助金交付申請書提出時の取扱い 生産者集団等及び利用組合は、協会会長に対して第6の1の補助金交付申請書を提出するに当たり、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に類所率を乗じて得た金額をいう。以下同じ）があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを当該補助金の交付申請額から減額して申請しなければならない。ただし、当該補助金交付申請書の提出時において当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかでない場合は、この限りではない。
2	事業実績等の報告時の取扱い 【 略 】
3	消費税等相当額が確定した場合の取扱い 【 略 】
第10	事業の推進指導等 【 略 】
第11	帳簿等の整備保管等 【 略 】
附則	<u>（平成30年6月12日付け大畜協第373号）</u> 1 この要領は、 <u>機構理事長の承認のあった日から施行し、平成30年4月1日から適用する。</u> 2 <u>平成29年度</u> に終了した事業については、この要領による改正前の規定は、なお効力を有するものとする。

大分県肉用牛経営安定対策補完事業 新旧対照表

平成31年4月1日適用分

新 (令和元年度)

旧 (平成30年度)

(別表1) 第2の1の(1)のイの(イ)関係

(別表1) 第2の1の(1)のイ関係

事故等	要件
死亡	農場等で死亡した場合 (獣医師より検案書の交付又は農業共済において死亡事故認定を受けたものであって、と畜場で通常と畜されたものを除く。)
廃用	農業共済において以下の廃用事故認定を受けた場合 (1) 疾病、傷病によって死にひんした場合 (2) 不慮の厄災によって救うことができない状態に陥った場合 (3) 骨折、は行、両目失明、BSE、牛白血病 (BL)、創傷性心臓のう炎又は、特定の原因による採食不能であって治癒の見込みのないものによって使用価値を失った場合 (4) 行方不明 (盗難の場合を含む) となった日から30日以上生死が明らかでない場合
とう汰	牛白血病 (BL) のリアルタイムPCR (ポリメラーゼ連鎖反応) による定量検査等の結果、他の牛への感染拡大リスクが高い牛をとう汰した場合 (自主とう汰含む) とう汰により、牛白血病の感染拡大防止を実施し、かつ、清浄化の早期達成が見込まれる場合に限る。 なお、農業共済において廃用事故認定を受けた場合を除く。
その他	災害救助法 (昭和22年法律第118号) の適用若しくは激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律 (昭和37年法律第150号) の指定を受けた市町村において、当該繁殖雌牛を飼養する畜産関連施設 (6次産業化関連施設を除く。) の被害に関する罹災証明の交付を受けた場合

事故等	要件
死亡	農場等で死亡した場合 (獣医師より検案書の交付又は農業共済において死亡事故認定を受けたものであって、と畜場で通常と畜されたものを除く。)
廃用	農業共済において以下の廃用事故認定を受けた場合 (1) 疾病、傷病によって死にひんした場合 (2) 不慮の厄災によって救うことができない状態に陥った場合 (3) 骨折、は行、両目失明、BSE、牛白血病、創傷性心臓のう炎若しくは、特定の原因による採食不能であって治癒の見込みのないものによって使用価値を失った場合 (4) 行方不明 (盗難の場合を含む) となった日から30日以上生死が明らかでない場合
【 新設 】	【 新設 】
その他	災害救助法 (昭和22年法律第118号) の適用若しくは激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律 (昭和37年法律第150号) の指定を受けた市町村において、当該繁殖雌牛を飼養する畜産関連施設 (6次産業化関連施設を除く。) の被害に関する罹災証明の交付を受けた場合

大分県肉用牛経営安定対策補完事業 新旧対照表

平成31年4月1日適用分

新 (令和元年度)

(別表2-1) 第2の1の(2)のイの(エ)及び(オ)関係

No	名号	登録番号	No	名号	登録番号
1	勝早桜5	黒14289	9	美国桜	黒原5204
2	耕富士	黒原5400	10	美津照重	黒13968
3	幸紀雄	黒原5297	<削る>		
4	隆之国	黒13809	11	美徳国	黒原4617
5	直太郎	黒原5313	12	安福久	黒原4416
6	花国安福	黒原4899	<削る>		
7	華春福	黒原4756	13	喜亀忠	黒原5136
8	秀正実	黒原5401	14	芳之国	黒14203
			15	諒太郎	黒原5605

(別表2-2) 第2の1の(2)のイの(オ)関係

系統	No	名号	登録番号	No	名号	登録番号
(1) 栄光系	1	勝忠平	黒原3800	10	忠富士	黒原4369
	2	勝平正	黒原4349	11	福華1	黒14279
	<削る>			12	平茂勝	黒原2441
	3	勝早桜5	黒14289	13	福桜(宮崎)	黒原2445
	4	金幸	黒原2865	14	美津百合	黒原4990
	5	耕富士	黒原5400	15	安茂勝	黒原4006
	6	幸紀雄	黒原5297	16	百合茂	黒原4086
	7	茂勝栄	黒13487	17	喜亀忠	黒原5136
	8	第2平茂勝	黒原3769	18	直太郎	黒原5313
	9	忠茂勝	黒原4238			
(2) 藤良系	1	糸福(鹿兒島)	黒原3045	<削る>		
	2	菊花国	黒13808	8	秀正実	黒原5401
	3	北国7の8	黒原1530	9	平茂晴	黒原3712
	4	北仁	黒原3413	10	福之国	黒原3491
	5	北福波	黒原3793	11	美国桜	黒原5204
	<削る>			12	美徳国	黒原4617
	6	第1花国	黒12510	13	芳之国	黒14203
	7	隆之国	黒13809			
(3) 熊波系	1	茂洋	黒原4257			
	<削る>					

旧 (平成30年度)

(別表2-1) 第2の1の(2)の(エ)及び(オ)関係

No	名号	登録番号	No	名号	登録番号
1	勝早桜5	黒14289	7	美国桜	黒原5204
2	耕富士	黒原5400	8	美津照重	黒13968
3	幸紀雄	黒原5297	9	美津百合	黒原4990
4	隆之国	黒13809	10	美徳国	黒原4617
5	直太郎	黒原5313	11	安福久	黒原4416
	【新設】		12	百合茂	黒原4086
6	華春福	黒原4756	13	喜亀忠	黒原5136
	【新設】		14	芳之国	黒14203
			15	諒太郎	黒原5605

(別表2-2) 第2の1の(2)の(オ)関係

系統	No	名号	登録番号	No	名号	登録番号
(1) 栄光系	1	勝忠平	黒原3800	9	忠富士	黒原4369
	2	勝平正	黒原4349	10	平茂勝	黒原2441
	3	金幸福	黒原4243	11	福桜(宮崎)	黒原2445
		【新設】		12	福華1	黒14279
	4	金幸	黒原2865	13	美津百合	黒原4990
		【新設】		14	安茂勝	黒原4006
	5	幸紀雄	黒原5297	15	百合茂	黒原4086
	6	茂勝栄	黒13487		【新設】	
	7	第2平茂勝	黒原3769		【新設】	
	8	忠茂勝	黒原4238			
(2) 藤良系	1	糸福(鹿兒島)	黒原3045	9	日向国	黒原3492
	2	菊花国	黒13808		【新設】	
	3	北国7の8	黒原1530	10	平茂晴	黒原3712
	4	北仁	黒原3413	11	福之国	黒原3491
	5	北福波	黒原3793	12	美国桜	黒原5204
	6	寿恵福	黒原3717	13	美徳国	黒原4617
	7	第1花国	黒12510	14	芳之国	黒14203
		8	隆之国	黒13809		
(3) 熊波系	1	茂勝	黒原2012			
	2	茂洋	黒原4257			

大分県肉用牛経営安定対策補完事業 新旧対照表

(別表3) 第5(補助金の額)関係

平成31年4月1日適用分

新 (令和元年度)		
事業の種類	補助対象経費	補助率又は額
1 肉用牛生産基盤強化対策事業		
(1) 中核的担い手育成増頭推進	優良な繁殖雌牛の増等実績に応じた奨励金の交付 ・第2の1の(1)のウの(ア)から(オ)の要件を満たす雌牛 ・第2の1の(1)のウの(ア)から(エ)及び(カ)の要件を満たす雌牛	・1頭当たり80千円以内 ・1頭当たり100千円以内
(2) 遺伝的多様性に配慮した改良基盤確保	繁殖雌牛導入奨励金の交付 ・第2の1の(2)のイの(ア)から(エ)の要件を満たす雌牛 ・第2の1の(2)のイの(ア)から(ウ)及び(オ)の要件を満たす雌牛	・1頭当たり60千円以内 ・1頭当たり90千円以内
(3) 優良繁殖雌牛導入支援	優良繁殖雌牛導入奨励金の交付 ・第2の1の(3)のウの(ア)から(ウ)の要件を満たす雌牛 ・第2の1の(3)のウの(ア)、(イ)及び(エ)の要件を満たす雌牛	・1頭当たり40千円以内 ・1頭当たり50千円以内
(4) 繁殖雌牛の増頭に資する簡易牛舎等の整備	(ア) 繁殖雌牛の増頭に資する簡易牛舎等 ① 簡易牛舎の整備、施設の改造に必要な資材の支給及び器具機材を導入するための経費 ② 簡易牛舎等をリース事業者から借り受けるのに必要なリース料の軽減を実施するのに要する経費 (イ) 子牛の健康維持に資する器具機材 ① 子牛用器具機材を導入するための経費 ② 子牛用器具機材をリース事業者から借り受けるのに必要なリース料の軽減を実施するのに要する経費	・1/2以内 ・リース料のうち、簡易牛舎等の取得価格相当額の1/2以内 ・1/2以内 (ただし、左記(イ)の①②ともに細霧装置については1経営体当たり1,000千円以内、子牛ヒーターについては1経営体当たり700千円以内) ・リース料のうち、簡易牛舎等の取得価格相当額の1/2以内 (上記ただし書き同様)
(5) 肉用牛ヘルパー推進	肉用牛ヘルパー利用組合に係る互助制度の推進等の活動経費 ア ヘルパー組織化推進協議会開催 イ ヘルパー組織活動計画策定費 ウ ヘルパー組織適正運営費 エ ヘルパー出役調整推進費 オ ヘルパー要員確保推進費 カ ヘルパー技術研修会等開催費 キ 傷害保険及び損害保険加入費 ク ヘルパー活動に必要な機器の借上費 ケ 傷病時等ヘルパー利用推進費	・1/2以内

旧 (平成30年度)		
事業の種類	補助対象経費	補助率又は額
1 肉用牛生産基盤強化対策事業		
(1) 中核的担い手育成増頭推進	優良な繁殖雌牛の増等実績に応じた奨励金の交付 ・第2の1の(1)のウの(ア)から(オ)の要件を満たす雌牛 ・第2の1の(1)のウの(ア)から(エ)及び(カ)の要件を満たす雌牛	・1頭当たり80千円以内 ・1頭当たり100千円以内
(2) 遺伝的多様性に配慮した改良基盤確保	優良繁殖雌牛導入奨励金の交付 ・第2の1の(2)のイの(ア)から(エ)の要件を満たす雌牛 ・第2の1の(2)のイの(ア)から(ウ)及び(オ)の要件を満たす雌牛	・1頭当たり60千円以内 ・1頭当たり90千円以内
(3) 優良繁殖雌牛導入支援	優良繁殖雌牛導入奨励金の交付 ・第2の1の(3)のウの(ア)から(ウ)の要件を満たす雌牛 ・第2の1の(3)のウの(ア)、(イ)及び(エ)の要件を満たす雌牛	・1頭当たり40千円以内 ・1頭当たり50千円以内
(4) 繁殖雌牛の増頭に資する簡易牛舎等の整備	ア 増頭等に資する簡易牛舎の整備、設備、施設の改造に必要な資材の支給及び器具機材を導入するための経費 イ 簡易牛舎等をリース事業者から借り受けるのに必要なリース料の軽減を実施するのに要する経費	・1/2以内 ・リース料のうち、簡易牛舎等の取得価格相当額の1/2以内
(5) 肉用牛ヘルパー推進	肉用牛ヘルパー利用組合に係る互助制度の推進等の活動経費 ア ヘルパー組織化推進協議会開催 イ ヘルパー組織活動計画策定費 ウ ヘルパー組織適正運営費 エ ヘルパー出役調整推進費 オ ヘルパー要員確保推進費 カ ヘルパー技術研修会等開催費 キ 傷害保険及び損害保険加入費 ク ヘルパー活動に必要な機器の借上費 ケ 傷病時等ヘルパー利用推進費	・1/2以内